

法学研究科　自己点検・評価報告書

I. 理念・目的

実績・データ

資料No.1. 2010年度明治大学大学院ガイドブック

資料No.2. 2010年度明治大学 大学院便覧

資料No.3. 明治大学 ホームページ

(URL : http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/outline/rinen.html)

自己点検・評価（2009年度の実績）

1. 目的・目標

(1) 研究科の理念・目的

法学研究科の教育理念は、本学の建学精神である「権利自由・独立自治の精神」を持った法学研究者・高度専門職業人を世に送り出すことにある。

21世紀の世界では、資源の配分や環境問題等において、地球全体の将来を考えながら対処することが必要である。一方諸民族・諸地域間の紛争の解決や社会的差別・貧富の差の早急な解消が求められている。

このような諸条件の下で法学を学ぶ者は、何よりもまず自己と世界に対し正確な認識を持つことが重要であり、その基礎の上に自己の学問体系を築くことが要請される。その学問体系が現実的諸問題に直面した時、そこに有効な解決方法が示されるはずである。

要するに本研究科は、地球市民としての法学者、地球市民としての高度専門職業人を養成することを理念としており、特定の団体や組織の歯車としての専門家を養成しようとするものではない。

また一口に法学と言っても、今日実定法学・基礎法学・比較法学のほか、種々の政策学や展開先端諸分野も増加しつつある。学生にはこれら多様な専門分野の中から、自己にとって最も重要な分野を選び取り、その修得を通じて自己形成と専門知識の涵養を図ってくれるよう切望する。

(2) 養成すべき人材像

法学研究科には、法学研究コースと法学専修コースが設けられている。法学研究コースの目的は、基本的に大学教員を中心とする研究者の養成にあるが、博士前期課程修了後に、企業や官公庁の法務担当などの専門職に就く道も開かれている。法学専修コースは、主に社会人を対象として、専門知識に関するスキルアップを目的としている。学部や専門職大学院では、現行法の解釈や運用の実態を学び、法技術を習得することに主眼が置かれるのに対し、両コースでは、こうした法知識の習得を前提としつつ、さらに「法」をめぐる「知の探究」が求められることになる。博士後期課程では、課程博士論文の作成を指導し、大学教員など法学研究者の養成を目指す。

公法学専攻の博士前期課程では、研究コースと専修コースを設置し、それぞれ基礎となる実定法分野の科目のみならず先端分野の多様な科目を修得させ、自立した法学研究者及び高度専門職業人の養成を目的とする。博士後期課程は、法学分野での自立した研究者の養成を目的としており、先端分野の科目や比較法・基礎法の多様な科目を修得させ、広範な知識と独創性を持った研究者の養成を目指す。

民事法学専攻の博士前期課程では、研究コースと専修コースを設置し、民法・商法等の実定法科目のみならず先端分野・基礎法分野の多様な科目を修得させ、研究者及び法学領域の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする。博士後期課程は、先端科目や比較法・基礎法の多様な科目を修得させ、法学分野の研究者として自立して研究活動を行うために必要となる高度な研究能力と、その基礎となる豊かな学識を養うこととする。

(3) 教育研究の目的

法学研究科は、博士前期課程に法学研究コースと法学専修コースの2コースを設けている。前者は法学研究者を目指すコースであり、後者は高度専門職業人を目指すコースである。

博士前期課程において所定の単位を修得し、修士論文の審査に合格した者のうち、博士後期課程の入学試験に合格したものは、後期課程において、博士学位の取得を目指し専門研究者への道を歩むこととなる（上記以外に2006年度からは、法科大学院の修了者も、試験のうえ博士後期課程に進学する道が開かれた）。従って我々が教育目標とするところは、博士前期課程修了時においては、研究者・高度専門職業人としての学問的基礎を修得し、自立して問題解決に当たることができる能力を身につけることである。

一方博士後期課程を修了し、博士学位を取得した段階では、若手研究者として公私の研究機関で独立して研究を行い、その成果を論文として発表することができ、さらに機会があれば大学等の高等教育機関で、学生の教育に当たることができる能力を持つことを目標とする。

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は適切に設定されているか。

①理念・目的の明確化、②実績や資源から見た理念・目的の適切性

本学において、大学院は学術研究活動の重要な拠点と位置付けられている。21世紀を迎え、社会経済の激しい変化と学術研究の著しい進歩・発展に伴い、大学院の重要性が認識されるとともに、そのあり方が見直されようとしている。社会の多様な要請に応えるため、大学院には、学術基礎研究の推進、学術研究の高度化、優れた研究者の養成、先端的・現代的分野の研究、高度専門職業人の養成等、多様ないし複眼的な目的が求められている。このような目的を果たすための教育・研究計画を策定し、それを実施してゆくことが、法学研究科に課された最重要課題である。

③個性化への対応

法学研究科独自の特色ある取組・活動は、現状では実施されていない。

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員及び学生）に周知され、社会に公表されているか。

①構成員に対する周知方法と有効性、②社会への公表方法

各研究科シラバス、大学院便覧、明治大学大学院ガイドブック、大学院学生募集要項、HP等へ掲載しており、充分に広く周知できていると考える。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

院生の現状認識や要求事項を汲みとるため、授業評価アンケートを実施しおおむね授業は好評であった。今後もカリキュラム・FD等検討委員会及び院生協議会との意見交換会や、就職動向調査などを行いたい。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

本学の建学精神を体し、「地球市民」としての法律家・法学者の育成に目標を設定している。

明治14年の明治法律学校建学の精神との連続性が自覚的に浸透している。在校生のみならず、社会一般に対して、周知している。2009年度大学院学生募集要項(2008年度作成)より、大学院進学を考えている学生に対しても、掲載し、周知している。

院生アンケート調査に基づき、院生協議会との会合では、率直で活発な意見交換がなされ、また、懇親会や就職懇談会などを通して、研究科の理念・目標の検証が行われている。

(2) 改善すべき点

博士前期課程及び博士後期課程と共に副指導教員を配置したが残念ながら一部の教員個人による教育に力点が置かれていて、共同して院生を育てる体制が充分に整えられていない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

【アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）】

【カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）】

【ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）】

の3つのポリシーを再確認し各教育制度を促進させることが肝要である。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

法学研究科博士前期課程は研究者の養成とともに高度専門職業人を養成すること（専門職養成）を目的とし、博士後期課程ではもっぱら高度の研究機能を有する研究者の養成を目的とする。このような目的を果たすためには、開かれた研究体制の確立と幅広い人材を集めることが必須であり、そのような体制の下で従来からの指導体制を基礎としつつ、カリキュラム・FD等検討委員会において、専修コースの改革や英語講義によるコースの新設など、新たな教育研究計画の策定を進めている。

上記の目的実現をさらに強力に推進してゆくために、法研において特定課題プロジェクトを創設するとともに、副指導教員制を導入した。共同研究の活性化とともに、複数の教員が連携して、院生の教育・人材養成にあたる体制を推進している。

5 根拠資料

資料1 2010年度明治大学大学院ガイドブック

資料2 明治大学 ホームページ

(URL : http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/outline/rinen.html)

(URL : http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/outline/specialty%20purpose.htm)

I - 2. 理念・目的に基づいた、特色ある取組み

※GPなど、学部等独自の取組みがある場合は記述をお願いします。

1. 目的・目標

2. 現状（2009年度の実績）

特記事項なし。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

特記事項なし。

(2) 改善すべき点

法学研究科の独自の取組みがなかった。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

① LLM・プログラムの実施（英語コース）

従来以上に留学生を受け入れ、大学院の国際化及び国際社会への貢献、さらには世界に対する情報発信を目的として、LLM・プログラムの実施を目指すこととし、そのための調査や体制づくり、カリキュラムの作成等の必要な措置を行う。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

他大学の視察を行い本研究科にて取り組むことができるか調査及び検討をカリキュラム・FD等検討委員会にて行い導入につなげたい。

5 根拠資料

資料1 資料なし。

III. 教員・教員組織

実績・データ

表① 学生一人あたり教員数推移表

項目	2007年	2008年	2009年
専任教員数	34	36	39
学生数	100	92	83
教員一人あたり学生数	2.94	2.55	2.12

※学生数教員数は5月1日現在。ただし専任教員は含み兼担教員は除く。

表② 授業担当者の専任・兼任比率（目標値：専任教員担当率50%以上）

学科名		必修科目	選択必修科目	その他の科目	合計
	専任担当科目数 (A)	199	0	39	
	兼任担当科目数 (B)	0	0	20	
	専任比率% (A/(A+B)*100)	100%	0	64.41%	

※調査年度は2009年度とし専任教員担当科目数には特任教員・兼担教員・在外研究・特別研究含む。

表③ 教育開発・支援センター主催の新任教員FD研修への参加者数・参加率
(目標値：50%以上)

項目	2007年	2008年		2009年	
	7月実施	4月実施	7月実施	4月実施	7月実施
新任教員数	41	49	49	39	39
FD研修参加者数	35	40	47	35	23
参加率	87.5%	81.6%	95.9%	89.7%	59.0%

表④ 外国人教員の状況(2009年5月1日現在)

2009年度	採用数	在籍総数	教員数	外国人教員の%
外国人教員	1	1	39	2.56%

表⑤女性教員の状況(2009年5月1日現在)

2009年度	採用数	在籍総数	教員数	女性教員の%
女性教員	0	0	0	0

自己点検・評価(2009年度の実績)

1. 目的・目標

(1) 目的・目標

教員が研究および研究指導に専念できる教員組織であるかについて点検・評価し、問題点があれば改善する。

(2) 大学の求める教員像

・現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

(3) 教員組織の編成方針

- ・現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 大学として求める教員像及び教員組織の編成方針を明確に定めているか。

①教員に求める能力・資質等の明確化

- ・現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

②教員構成の明確化

「連携大学院」および併任教員は、存在しない。

本学では学部中心の組織編制であるため、法学研究科独自の改革にはおのずと限界がある。また、法科大学院の設立に伴い、法学部・法学研究科の相当数の専任教員が法科大学院に移籍したため、教員の補充が必要となっている。

③教員の組織的な連携体制と教育研究に係わる責任の明確化

大学基準協会からの指摘もあり博士後期課程のみならず博士前期課程にも副指導教員を設置した。両課程の副指導教員とともに主として、研究論集の副査担当、研究上の指導を仰いでいる。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。

①編成方針に沿った教員組織の整備

学部中心の組織編成であり、研究科独自の整備には限界がある。

②授業科目と担当教員の適合性を判断する仕組みの整備

「カリキュラム・FD等検討委員会」が設置され、科目担当教員の適格性が判断されている。

③研究科担当教員の資格の明確化と適正配置

「カリキュラム・FD等検討委員会」での検討を踏まえ、研究科委員会において審議されている。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

①教員の募集・採用・昇格等に関する規程及び手続きの明確化

人事権はすべて学部に属しているため、大学院では独自にこの問題にかかわることができない。

②規定等に従った適切な教員人事

主に研究業績を評価素材としており、教育業績等の評価体制は整備されていない。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

①教員の教育研究活動等の評価の実施

教育活動については、昨年始めて学生に対して授業評価アンケートが実施された。研究活動の評価については実施されていない。

修了予定者を対象に授業満足度アンケートを実施した。

各年度毎の研究活動の調査は、大学全体で行われているが、法学研究科独自でも行った。しかしその活性度合いの評価も行われていない。また、教員の自己申告に基づいた教育と研究に対する評価についても未施行である。

②FDの実施状況と有効性

大学院全体では大学院長を委員長とする「大学院教育改革推進委員会」を設置しFDについて

取り組む。また年に数回院生協議会の代表と教育・研究環境の向上について協議の機会を設けている。法学研究科では、学生の研究課題は元来多様であり、学生が何を自己の研究課題とするかは学生が主体的に選定するとの前提に立つ。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

従来より、学生の相談室にて相談者が増えることによりケアを行なってもらえる機会が増えた。授業満足度アンケートを実施することにより2年間で授業内容にどのような感想を持ったのか知ることができる。

(2) 改善すべき点

- 専任教員の過度な授業負担を改善するため、教員補充の方策が検討されるべきである。
- 大学院研究科に与えられた権限が不十分である。そのため、研究科の教育課程に相応した教員組織は整備されていない。
- 研究科には専任教員についての人事権が与えられていない。
- 学生指導の適切性を担保する方策として、指導を受ける学生・指導教員・副指導教員の三者間の意思疎通を図る必要がある。
- 授業満足度アンケートについては、その対象が修了予定者であり実際の回答については必ずしも大学院生の真意を汲み取れていない部分が多い。
- 2009年度実施した授業評価アンケートは、大人数を基本とした学部と同一内容であるため、十分なものとは言いがたい。
- 研究活動の評価制度が確立しておらず、その他教育業績、社会貢献業績等の多元的業績評価システムは構築されていない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- 教育効果を上げるため、指導学生・指導教員・副指導教員が連携をとる方策を検討する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- 担当教員の定年退職および法科大学院への移籍による教員の減少に対応するため、従来の教員養成システムの充実を図りながら、外部からの教員採用を行う。
- カリキュラムの充実を図るため、客員教授等の採用も検討する。
- 学内教員スタッフの有効利用、法学専修コースの改変に伴い、准教授による前期課程科目の担当や学内他学部所属の教員による上旬担当も検討する。
- FDの一環として、例えば、公法学、民事法学、基礎法学といった大まかな研究枠組の中で、教員間で学生の指導に関する意見交換の場を設け、指導の適切性を相互に検証する。

5 根拠資料

資料1 2009年度法学研究科シラバス

- 資料2 2009年度授業アンケート
 資料3 2009年度大学院便覧
 資料4 2009年度カリキュラム・FD等検討委員会開催通知
 資料5 2010年度大学院ガイドブック

IV. 教育内容・方法・成果

実績・データ

表① 締結している単位互換協定

締結先大学等名称	締結年月日
首都大学院コンソーシアム	2003年4月1日

表② 単位互換協定に基づく単位認定の状況

学科	認定人数	認定単位数		一人あたり平均認定単位数
		専門科目	専門以外	
公法学専攻	2	税法研究		4
民事法学専攻	1	医事法研究		4

自己点検・評価（2009年度の実績）

【IV-1 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針】

1 目的・目標

(1) 目的・目標

社会の多様な要請に応えるため、大学院には、学術基礎研究の推進、学術研究の高度化、優れた研究者の養成、先端的・現代的分野の研究、高度専門職業人の養成等、多様な目的の達成が求められている。このような目的を果たすための教育・研究計画を策定し、それを実施することが、法学研究科に課された最重要課題である。法学研究科は、本学の建学精神を体し、「地球市民」として「独立自治の精神」を持った法学研究者・法律実務家の育成を目標に掲げている。

(2) 教育目標

上記の目的・目標を達成するために、法学研究コースのほかに、主として社会人を対象とする法学専修コースが設置されている。法学研究科博士前期課程（2年）は研究者の養成とともに高

度専門職業人を養成することを目的とし、博士後期課程（3年）では高度な研究能力を有する研究者の養成を目的とする。このような目的を果たすために、従来からの研究指導体制を基礎としつつ、新たに必要とされる教育研究計画を策定し、その実施を目指す。

法学を研究教育の対象とする機関としては法学研究科の他に法科大学院があるが、法科大学院が法曹養成に特化した実践的教育を行う専門職大学院であるのに対して、法学研究科は法学研究者養成をその主たる目的としている点に違いがある。したがって、両者がそれぞれの目的達成に向けて努力することが望まれるが、それと同時に、両者は各目的の追求の過程で相互に重なり合い、交差する課題を少なからず共有している。それ故、両者が相互に連携することが必要であり、現に、法科大学院から法学研究科博士後期課程への進学の道が開かれているが、さらに、創造的な思考力を備えた優れた法曹を養成するためにも、法科大学院の学生に、法学研究科に設置されている授業科目の履修の機会を与えるようにする。具体的には、法科大学院の学生が法学研究科の授業科目を法科大学院の選択科目として履修できるようにしたい。

(3) 学位授与方針

修士の学位については、博士前期課程の在学期間を満たし、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、修士論文の審査に合格した者に授与するものとする。修士について、学位請求の要件とプロセス、修士論文に求められる要件、学位審査の概要などをまとめた「修士学位取得のためのガイドライン」を学生に交付し、学位取得に向けて計画的に研究を行えるような体制を整備している。

課程博士の学位については、博士後期課程において所定の在学期間を満たし、かつ、研究指導を受けたうえで、博士論文の審査に合格した者に授与するものとする。課程博士について、学位請求の要件とプロセス、博士論文に求められる要件、学位審査の概要などをまとめた「博士学位取得のためのガイドライン」を学生に交付し、学位取得に向けて計画的に研究を行えるような体制を整備している。博士前期課程・後期課程とともに、指導教員と副指導教員の複数指導体制により、修士論文ならびに博士論文の指導に当たる。なお、論文博士については、論文の提出により博士の学位を請求したうえで論文の審査に合格した者に授与されるものとする。

(4) 教育課程の編成・実施方針

大学院設置基準3条1項は、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする」と規定している。この目的を実現するための教育課程として博士前期課程に公法学専攻と民事法学専攻が設けられ、さらにそれぞれに法学研究コースと法学専修コースが設置されている。「修士学位取得のためのガイドライン」に従い、専修科目ならびに関連科目の講義、演習での指導を経たうえで、指導教員と副指導教員による修士論文作成の指導が行われる。

大学院設置基準4条1項は、「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」と規定している。この目的を達成するために、博士後期課程に公法学専攻と民事法学専攻が設けられ、研究者養成のための指導が行われている。「博士学位取得のためのガイドライン」に従い、指導教員と副指導教員による指導の下、研究会での報告や論集への論文掲載を経て、博士論文の作成を目指す。

2 現状（2009年度の実績）

（1）教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか

①学士課程・修士課程・博士課程・専門職大学院課程の教育目標の明示

博士前期課程（2年）は研究者の養成とともに高度専門職業人を養成することを教育目標とする。研究者あるいは高度専門職業人としての学問的基礎を修得し、自立して問題解決に当たることができる能力を身につけさせることが具体的な目標となる。

博士後期課程（3年）では高度な研究能力を有する研究者の養成を目的とする。博士後期課程を修了し、博士学位を取得した段階では、若手研究者として公私の研究機関で独立して研究を行い、その成果を論文として発表することができ、さらに大学等の高等教育機関で学生の教育に当たることができる能力を身に付けさせることが具体的な目標となる。

これらの教育目標は、在学生に配布するシラバスならびに入学希望者等に配布するガイドブック、ホームページ等に掲載されている。

②教育目標と学位授与方針との整合性

前記の教育目標と学位授与方針の下、できるだけ多くの在学生に対して学位を授与できるように指導を充実させることが求められる。

2009年度の学位授与の成果として、博士前期課程において修士学位を取得した者が29名（公法学19名、民事法学10名）、博士後期課程において課程博士を取得した者が3名（公法学1名、民事法学2名）であった。

③修得すべき学習成果の明示

修士論文は、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を示すと認められるものでなければならない。これは、「修士学位取得のためのガイドライン」において修士論文に求められる要件として明示されている。

博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すと認められるものであり、かつ、法学研究科の博士論文として相応の質・量・内容・水準を備えるものでなければならない。審査にあたって考慮されるのは、(1)論文の独創性、(2)研究テーマの学問的意義と適切性、(3)論文の体系性、(4)先行研究の網羅的調査、(5)十分な外国語能力、(6)理論的かつ実証的な分析、(7)論旨・主張の統合性と一貫性である。これらの事項は、「博士学位取得のためのガイドライン」において博士論文に求められる要件として明示されている。

（2）教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか

①教育目標・学位授与方針と整合性のある教育課程の編成・実施方針の明示

博士前期課程では、演習の授業が設けられ、そこではとりわけ修士論文作成のための指導が行われている。学生は、教員とのやり取りを通じて、テーマの選定、文献の収集、研究発表を行い、また、教員や他の受講生との討議を繰り返し、さらに教員による修論原稿の添削を受けるなどの過程を経て、修士論文を完成させている。以上の内容を定めた「修士学位取得のためのガイドライン」を学生に提示し、指導を行っている。

博士後期課程では「博士学位取得のためのガイドライン」に従い、以下のような指導体制がとられている。まず、1年次の末に論文作成計画書を指導教員に提出し、副指導教員を決定する。

2年次の末に「中間報告」を指導教員と副指導教員に提出する。そして、この中間報告に基づき、

3年次の前期に公開報告を行い、3年次の8月末までに「学位請求論文」を提出する。後期課程の「講義」は論文執筆指導時間に充当し、学位論文完成に至る中間作業として、大学院紀要（法学研究論集）に論文を執筆させている。以上の内容を定めた「博士学位取得のためのガイドライン」を学生に提示し、論文執筆のプロセスを明確にして、これに準拠したかたちで学位論文作成を指導している。

「修士学位取得のためのガイドライン」「博士学位取得のためのガイドライン」は、在学生に配布するシラバスに明示されている。

②科目区分、必修・選択の別、単位数の明示

博士前期課程は標準修業年限（2年）以上在学して32単位以上を履修しなければならない。必修科目として、1年次に専修科目的講義（4単位）と演習（4単位）を、2年次に専修科目的演習（4単位）を履修することが必要となる。また、選択科目として専修科目以外の講義または演習を1年次に12単位、2年次に8単位履修しなければならない。

博士後期課程は標準修業年数が3年で指導教員が必要と認める2科目8単位を履修しなければならない。以上の事項は在学生に配布する法学研究科シラバスと大学院便覧に明示されている。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか

①周知方法と有効性

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、大学院便覧と法学研究科シラバスに掲載されている。

②社会への公表方法

教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針は、法学研究科のホームページに掲載されている。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

カリキュラム・FD等検討委員会が設置され、適宜、制度上の問題点と改善に向けた方策を検討している。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

2009年度に博士前期課程において修士学位を取得した者が29名（公法学19名、民事法学10名）であった。法科大学院が開設されるなど、法学研究科の博士前期課程が置かれる状況が厳しい中、修士の取得者数が29名に達したことは、評価すべき点といえる。

2009年度に博士後期課程において課程博士を取得した者が3名（公法学1名、民事法学2名）であった。公法学専攻と民事法学専攻の双方から博士学位取得者を輩出できたことは、評価すべき点といえる。

「修士学位取得のためのガイドライン」「博士学位取得のためのガイドライン」を作成・公表したことが、学生による学位取得のための計画的勉学の実施に寄与していると思われる。

(2) 改善すべき点

教育・研究のシステムはほぼ出来上がっているが、これをさらに有効に活用させるための工夫が必要である。

博士前期課程は入学者数が定員を満たしていない状態が続いていることから、定員数との比較において修士取得者数をみると、満足のできる数字に達しているとはいえない。

博士後期課程では、日本人の学位取得者を増やすことが課題といえる。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

社会人向けの夜間開講に特化した法学専修コースを2011年度からスタートさせる(2010年度に学生募集)。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

法曹養成に特化した実践的教育を行う専門職大学院である法科大学院と連携し、創造的な思考力を備えた優れた法曹を養成するためにも、法科大学院の学生に、法学研究科に設置されている授業科目の履修の機会を与えるようにしたい。例えば、法科大学院の学生に法学研究科の授業科目を法科大学院の選択科目として履修できるようにする、法科大学院では手薄になりがちな外書講読科目の受講を認めるなどの措置を講じる。

5 根拠資料

資料1 2009年度大学院便覧

資料2 2009年度法学研究科シラバス

資料3 2010年度明治大学大学院ガイドブック

資料4 大学院法学研究科ホームページ

(URL : http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/index.html)

[IV-2 教育課程・教育内容]

1 目的・目標

博士前期課程では法学研究コースと法学専修コースを設置している。法学研究コースでは、大学教員を中心とする研究者の養成のみならず、企業や官公庁の法務担当などの高度専門職業人の養成も目的としている。法学専修コースは、主に社会人を対象としており、専門知識に関するスキルアップを目的としている。

博士後期課程では、法学分野での自立した研究者の養成を目的としており、先端科目や比較法、基礎法などの多様な科目を修得させ、広範な知識と高度かつ独創的な研究能力を有した研究者の養成を目指す。

2 現状(2009年度の実績)

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編

成しているか。

①必要な授業科目の開設状況

法学研究コースでは、憲法・民法・刑法などの主要法律科目、法哲学・法社会学・法史学などの基礎科目のほか、英米独仏中の外国法科目、法情報学・環境法・医事法などの先端科目、弁護士などの実務家による法律実務実践研究も開講している。

法学専修コースでは、「経済・社会と法」「企業法務と国際化」「比較文化論」という3つの特定課題研究を設け、各特定課題研究に科目設置している。

②順次性のある授業科目の体系的配置

学部教育における幅広い教養の修得と法律学についての十分な知識の習得を踏まえることが、法学研究科における法学研究の前提となっている。したがって、法学部での講義や演習よりも高度かつ多様な内容の教育を提供することが求められる。また、学部との一貫教育を推進するために、学部生による博士前期課程授業の履修制度を導入し、毎年、数名の法学部生が法学研究科の開講科目を受講している。

法科大学院との関係では、博士前期課程修了後に法科大学院への進学を希望する者や、法科大学院修了後に博士後期課程進学を希望する者の要請に対応した授業を設置する。前者の要請に応える科目として法律実務実践研究がある。後者の要請に応える科目として、法学研究科に外書講読科目を新設して、法科大学院の学生に選択科目としての履修が可能になるようにする。

研究者養成を目的とした法学研究コースでは博士前期課程と博士後期課程の教育内容について一貫性・連続性が要請される。これを実現するために、指導教員と副指導教員の連携による指導を円滑に行うことが必要となる。

③コースワークとリサーチワークのバランス

・博士前期課程では修了に必要な単位を32単位とし、そのうち1年次において24単位を取得させる一方で、2年次においては修士論文の執筆に専念させるために講義や演習科目の履修を8単位に抑えている。博士後期課程では博士論文の作成が主となることから、修了に必要な単位は8単位としているが、学生による自主的な科目履修に対応するために多くの科目を開講している。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

①(修士・博士課程) 専門分野の高度化に対応した教育内容の提供

法科大学院の設立により、法学研究コースにおける研究者養成の目的が一層明確なものとなつた。また、法学専修コースは、専門性を有する職業等に必要な能力の養成に特化されている。

博士論文作成の指導が博士後期課程の重要な任務であるが、論文作成の指導を通じて自ずから高度の研究能力が養成される。また、博士論文作成に至る準備段階として紀要(法学研究論集)に掲載する論文の作成も指導している。さらに、研究者養成型助手制度も積極的に活用している。

法学研究コースでは、法情報学・環境法・医事法などの先端科目が多数開講されている。また、憲法・民法・刑法・商法などの基本科目では各科目につき複数の講義・演習が展開されている。

法学専修コースでは、企業法務部門、税理士、司法書士、社会保険労務士などのパラリーガルの再教育を主たる目的として、実務色の強い科目を特定研究課題として開講している。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

「修士学位取得のためのガイドライン」「博士学位取得のためのガイドライン」を作成したことにより、学位取得に向けた指導がしやすくなった。

(2) 改善すべき点

教員数が少ないため、法学専修コースの設置科目数が十分ではない。

博士後期課程への進学を希望していても後期入試（外国語2科目）に合格できない者が相当数見出される。博士前期課程中に語学力を如何に修得させるかが課題である。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

既存の専門科目で扱うことが困難な特定の課題についてプロジェクト講義を実施する。実施に際し、複数教員による担当やRAの活用なども試みる。

外書講読科目を設置する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

授業を英語で行う英語コースの設置に取り組む。

5 根拠資料

資料1 2009年度大学院便覧

資料2 2009年度法学研究科シラバス

資料3 2010年度明治大学大学院ガイドブック

資料4 法学研究科ホームページ

(URL : http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/index.html)

[IV-3 教育方法]

1 目的・目標

前記の教育目標を達成するために適切な教育方法を採用する。

2 現状（2009年度の実績）

(1) 教育方法および学習指導は適切か

①教育目標の達成に向けた授業形態（講義・演習・実験等）の採用

各授業科目の内容、履修形態および単位認定方法については、各教員の裁量に委ねられている。

②履修科目登録の上限設定、学習指導の充実

博士前期課程は標準修業年限（2年）以上在学して32単位以上を履修しなければならない。必修科目として、1年次に専修科目の講義（4単位）と演習（4単位）を、2年次に専修科目の演習（4単位）を履修することが必要となる。また、選択科目として専修科目以外の講義または演習を1年次に12単位、2年次に8単位履修しなければならない。

・博士後期課程は標準修業年数が3年で指導教員が必要と認める2科目8単位を履修しなければならない。

③学生の主体的参加を促す授業方法

演習のみならず講義科目においても少人数教育が実現されており、報告や討論を通して学生が主体的に参加している。

④（修士・博士課程）研究指導計画に基づく研究指導・学位論文作成指導

「修士学位取得のためのガイドライン」ならびに「博士学位取得のためのガイドライン」に従い、指導教員と副指導教員が協力して指導にあたっている。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか

①シラバスの作成と内容の充実、②授業内容・方法とシラバスとの整合性

2009年度シラバス作成にあたり、博士後期課程の記載項目について、博士前期課程（修士課程）のものと揃え成績評価の項目等を加えた。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか

博士前期課程のみならず博士後期課程のシラバスにおいても、1年間30回分の授業内容が記されており、かつ、成績評価方法も記載されている。

①厳格な成績評価（評価方法・評価基準の明示）

基本的には指導教員の裁量に委ねられているが、副指導教員の補佐によって、公正かつ適切に運用されている。

シラバスに成績評価方法が記載されている。

②単位制度の趣旨に基づく単位認定の適切性

単位認定は各教員の裁量に委ねられている。

③既修得単位認定の適切性

法学研究科では首都大学院コンソーシアム学術交流の趣旨に賛同し、協定校からの協定聴講生及び協定研究生の受入ならびに協定校への派遣、協定校との間での単位互換が可能となっている。

④授業の内容および方法の改善を図るための組織的研修・研究の実施

大学院全体では、大学院長を委員長とする「大学院教育改革推進委員会」を設置し、FDについて取り組んでいる。また、年に数回、院生協議会の代表と、教育・研究環境の向上について、協議の機会を設けている。

法学研究科では、FDの一環として、公法学、民事法学、基礎法学といった大まかな研究枠組みの中で指導方法について教員間の意見交換の場を設け、指導の適切性を相互に検証するようにしている。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

シラバスの記載が詳細かつ明確になったことから、シラバスの内容に即した授業内容や成績評価が行われることが期待される。

(2) 改善すべき点

授業内容や単位認定の適切性を担保する術がない。

首都大学院コンソーシアムの利用が十分ではない。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

シラバス記載内容のさらなる明確化と詳細化を図るとともに、シラバスの記載内容と実際の授業内容との齟齬の解消に努める。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

法学研究内におけるカリキュラム・FD 等検討委員会において検討する。

5 根拠資料

資料1 2009 年度法学研究科シラバス

資料2 2009 年度大学院便覧

資料3 法学研究科ホームページ

(URL : http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/index.html)

【IV-4 成 果】

1 目的・目標

修士学位取得ならびに博士学位取得の促進。

2 現状（2009 年度の実績）

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか

①学生の学習成果を測定するための評価指標の開発とその適用

法学を含む社会科学では、院生を指導する際に、その効果を測定する客観的な「物差し」が見出しにくい。それ故、学生に対する指導の成果は、修士論文、紀要掲載論文、研究会や学会報告、博士論文という研究成果の内容によって評価するほかない。

博士前期課程に入学した学生の多くが修士論文を執筆し、その内容も修士論文として相応しいものとなっている。

博士後期課程学生の多くは大学院紀要である法学研究論集に論文を掲載している。1名の主査と2名の副査による厳格な審査が行われており、論文内容の水準を維持している。

②学生の自己評価、卒業後の評価（就職先の評価、卒業生評価）

修了生の名簿の作成に取りかかるとともに、修了生と在学生との交流会を行い、修了生との連絡を緊密にしている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか

①学位授与基準、学位授与手続きの適切性

博士前期課程は標準修業年限（2年）以上在学して32単位以上を履修しなければならない。必修科目として、1年次に専修科目的講義（4単位）と演習（4単位）を、2年次に専修科目的演習（4単位）を履修し、選択科目として専修科目以外の講義または演習を1年次に12単位、2年次に8単位履修しなければならない。これと並行して指導教員と副指導教員による論文指導が行われる。修士の学位論文は、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力または高度な専門性を要する職業等に必要な能力を示すものでなければならない。修士学位請求者は指導教員が十分に修士学位の水準であると判断した場合に論文を提出することができ、主査1名と副

査2名の審査委員による面接諮詢を経て、研究科委員会で合格が認められた者に修士学位が授与される。

博士後期課程は標準修業年数が3年で指導教員が必要と認める2科目8単位を履修しなければならない。3年間を通して指導教員と副指導教員による論文指導が行われる。博士学位を請求するためには、法学研究論集（年2回発行）に、学術的に優れた論文を4本以上掲載することが必要となる。博士論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を示すと認められるものであり、かつ、法学研究科の博士論文として相応の質・量・内容・水準を備えるものでなければならない。審査にあたり考慮されるのは、(1)論文の独創性、(2)研究テーマの学問的意義と適切性、(3)論文の体系性、(4)先行研究の網羅的調査、(5)十分な外国語能力、(6)理論的かつ実証的な分析、(7)論旨・主張の統合性と一貫性である。博士学位請求者は、博士論文提出資格を満たし、指導教員から当該論文の内容・水準・形式についての確認と指導を受け、指導教員が博士学位請求に十分な水準であると判断した場合に論文を提出することができる。主査1名と副査2名の審査委員は、概ね6ヶ月を標準とする審査を経て、最終的に面接諮詢を行い、審査結果を研究科委員会に提出する。研究科委員会は審議のうえ投票により合否を決定し、合格が認められた者に博士学位が授与される。

②（修士・博士・専門職学位課程）学位審査の客觀性・厳格性を確保する方策

修士については、主査の他、2名の副査が論文を厳格に審査し、審査結果を法学研究科委員会で報告して、学位授与を決定している。

博士論文については、「受理および審査に関する内規」に基づき、受理審査手続を経て、本審査に入り、学位請求者による公開報告がなされた後に、本審査が行われている。本審査では、主査と2名の副査が論文を審査し、法学研究科委員会で審査結果を報告する。この審査報告に基づき、学位を授与するか否かについては、法学研究科委員会での投票によって決定される。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

2009年度に博士前期課程において修士学位を取得した者が29名（公法学19名、民事法学10名）、博士後期課程において課程博士を取得した者が3名（公法学1名、民事法学2名）であった。

法科大学院が開設されるなど、法学研究科の前期博士課程が置かれる状況が厳しい中、修士の取得者数が29名に達したことは、評価すべき点といえる。

課程博士については、公法学専攻と民事法学専攻の両者から取得者を輩出できたことは、評価すべき点といえる。

(2) 改善すべき点

博士前期課程は入学者数が定員を満たしていない状態が続いていることから、定員数との比較において修士取得者数をみると、満足のできる数字に達しているとはいえない。

法学専修コースの修士学位取得者が少数に止まっている。

博士後期課程では、日本人の博士学位取得者を増やすことが課題といえる。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

「修士学位取得のためのガイドライン」ならびに「博士学位取得のためのガイドライン」を確實に実施し、研究者養成型助手制度、副指導教員制度の有効活用について検討を進める。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

課程博士取得を促進するとともに、博士取得者が大学等の研究機関に就職できるようにするための支援体制の整備について検討を進める。

5 根拠資料

資料1 2009年度法学研究科シラバス

資料2 2010年度明治大学大学院ガイドブック

資料3 法学研究科ホームページ

(URL : http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/index.html)

V 学生の受け入れ

実績・データ

表① 入試形態別志願者数

大区分	小区分	2007年	2008年	2009年
一般入試	(前期課程)	49	40	31
	(後期課程)	17	17	26
学内選考		17	14	8
特別入試	社会人特別入試	なし	なし	なし
	外国人留学生入試			
	(前期課程)	13	15	7
	(後期課程)	1	2	1

表② 年度別入学定員と入学定員超過率

定員	2006年度		2007年度		2008年度		2009年度	
	入学者数	比率	入学者数	比率	入学者数	比率	入学者数	比率
博士前期課程 50名	34	68	35	70	20	40	17	34
博士後期課程 12名	入学者数	比率	入学者数	比率	入学者数	比率	入学者数	比率
	7	58.3	10	83.3	2	16.6	4	33.3

表③ 外国人留学生の状況

		2007年	2008年	2009年
M	全入学者	35	20	17
	留学生入学者	5	4	2
	留学生割合 (%)	14.2	20	11.7
D	全入学者	10	2	4
	留学生入学者	0	0	0
	留学生割合 (%)	0	0	0

表④ 社会人学生の状況

項目		2007年	2008年	2009年
M	全入学者	35	20	17
	社会人入学者	1	1	2
	社会人割合 (%)	2.85	5	11.7
D	全入学者	10	2	4
	留学生入学者	0	0	0
	留学生割合 (%)	0	0	0

自己点検・評価（2009年度の実績）

1. 目的・目標

(1) 目的・目標

研究者養成を主要な目標とし、研究能力をもった優秀な学生を学内外から多数受入れるための制度設計が的確になされているかを点検・評価する。

(2) 学生の受け入れ方針

法学研究科に要請されている社会的使命、および本研究科の教育目的・目標を達成するために、以下のような能力・背景を持つ入学者の受け入れを本研究科の入学者受け入れ方針とする。

(1) 推論能力や論理展開能力等、法学教育に必要となる基礎能力を備えている者

生の事実から法的に重要な事実を読み取り、そこから一定の結論を論理的に導いて行く能力は、法学研究にとって必要不可欠である。

(2) 社会現象に深い関心を持ち、幅広い一般的教養知識を持った者

法や法制度はきわめて社会的な事柄であり、また社会の中で生じるさまざまな問題を解決するために存在するものであるから、法学研究の前提条件として必要不可欠な要素である。

(3) 外国語の一般的知識を身につけている者

法研究には比較法的視点は不可欠であり、また国際的なレベルでも活躍できる研究者を養成する前提条件として必要である。

(4) 知の探求に強い意欲を示す者

(3) 求める学生像

法学研究科の目的は、本学の建学精神である「独立自治の精神」を持った法学研究者・高度専門職業人を世に送り出すことにある。

そのために、法学研究科では、一般的教養知識を有することを前提に、日本語文章読解・表現能力、外国語の一般的知識、論理的思考能力を有する学生、これらの能力を前提にし、法をめぐる知の探求に強い意欲を有する学生を求める。

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

① 求める学生像の明示

大学院案内・シラバス等を通じて人材育成の目的を明示すると共に、そのために必要な学生像を明示している。

② 当該課程に入学するに当たり、習得しておくべき知識等の内容・水準の明示

進学相談会・大学院案内・HP等を通じて、博士前期課程・後期課程の進学に必要な知識等について周知を図っている。

③ 障がいのある学生の受け入れ方針

障害のある学生に対しても広く門戸を開き、公平性・公正性を害さない範囲で入試実施方法について変更を加えると共に、修学支援のためのサポート体制を構築する。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っているか。

① 学生募集方法、入学者選抜方法の適切性

② 入学者選抜において透明性を確保するための措置の適切性

博士前期課程については、学内選考入試と一般入試（年2回）という2種類の入試を実施している。学内選考では、法学部のみならず他学部の成績優秀者にも受験資格を与え、専門科目の筆記試験と面接試験により合否判定を行っている。一般入試では、法学研究コースにつき、外国語と専門科目の筆記試験および面接試験により、また、法学専修コースにつき、外国語と小論文の筆記試験および面接試験により合否判定を行っている。一昨年度より、志願者を増加させるため、前期課程も後期課程も9月と2月に2回入試を実施している。また、後期課程について、法科大学院修了者の後期課程への受入れについて具体的な入試方法を作成し、2006年度入試から実施している。

学内選考入試を行い、成績優秀者に受験資格を与え、筆記試験と面接試験の結果により合否を判定している。2009年度（2010年度入試）では、13名へと志願者が増加した。さらなる増加を目指している。

他大学・大学院の学生に対しても、一般入試に関しては、門戸を広く開放し一般選抜入学試験を実施しており、大学院生募集要項に規定している出願資格を有している者であれば、出願・受験が可能である。一般入学試験実施にあたっては、各研究科が定めた内規により厳正に学力審査等を行っており、本学出身者を優遇している状況は無い。

2003年度より昼夜開講制の法学専修コースを開設し、社会人の積極的な受入れを目指したが、

志願者は少ない。博士前期課程については、2007年度入試において5名、2008年度入試において4名、2009年度入試において2名であった。博士後期課程については、2006年度入試において1名の留学生を受け入れた。さらに、交換留学生を2008年度1名、2009年度1名受け入れている。

(3) 適切な定員を設定し、入学者を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか

- ①収容定員に対する在籍学生数比率の適切性
- ②定員に対する在籍学生数の過剰・未充足に関する対応

博士前期課程の入学定員は50名（公法学専攻25名、民事法学専攻25名）、博士後期課程の入学定員は12名（公法学専攻6名、民事法学専攻6名）この数年は、入学定員を満たすことができていない。

	博士前期課程		博士後期課程	
	入学者	志願者	入学者	志願者
2004年度	30名	47名	4名	11名
2005年度	42名	93名	4名	14名
2006年度	34名	76名	7名	15名
2007年度	35名	79名	10名	18名
2008年度	20名	69名	2名	19名
2009年度	17名	46名	4名	27名

と在籍学生の比率は低かったが、2005年度（2006年度入試）から一般入試を2回実施することによって多少改善された。しかし、2009年度からとりわけ博士前期課程の志願者が減少傾向を示しているので、それに対応する入試制度等の見直しを行っている。

(4) 学生募集及び入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか

カリキュラム等・FD委員会及び法学研究科委員会において、入試実施後に問題のレベルや採点基準、入試制度についての検討を行っている。

3 評価

(1) 効果が上がっている点

志願者を確保するために多様な入試形態を採用している。

学内の勉学意欲に満ちた成績優秀者が、卒業後の進路を早期に確保でき、加えて、大学院入学にむけて基礎学力および経済上の準備を行う余裕を得ることができる。

他大学・大学院の受験生を平等に扱っている。

社会人の多様な要請に応えている。

院生相互の交流により、知的刺激を受ける機会が広がっている。

(2) 改善すべき点

法科大学院の開設に伴い、志願者の確保の方策が必要となっている。

学内の成績優秀者に対して、大学院における勉学の魅力をPRする機会をさらに増やしていく必要がある。

他大学・大学院に対する更なる広報活動が必要である。

法科大学院の開設に伴い、教員の負担が増加した。

講義内容を理解することが困難な学生も見出される。

法科大学院の開設に伴い、法学研究科への志願者が減少する傾向にあり、これに対する対応策が要請されている。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

海外からの留学生をさらに増加させ学生数の確保を図ると共に、大学院の国際化・国際貢献に資するために、LLM・プログラムの導入を図ることとし、そのために必要な調査や体制づくりを行う。

法科大学院の卒業生の博士後期課程進学を研究者養成の一つの方法と位置づけ、法科大学院在学生のニーズを掘り起こすため、法科大学院と協力して、在学生の法学研究科設置科目（特に外書講読・外国法）の受講の可能性やその他の問題について協議を進める。

法学専修コースを受講生たる社会人のニーズに合致させるために、カリキュラム、科目内容の改正・修正を図る。学部学生のニーズを掘り起こすために、学部生対象の講演会・シンポジウムを実施する。

学内選考入学試験を複数開催したい。法学研究科は学内選考入学試験の志願者が多く、このことは、他研究科と比較しても常に最上位にある。このことを鑑み、内部進学者への進学の機会を増やすことにより志願者の確保に繋げたい。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

法科大学院との連携を継続的に図り、あらたな研究者養成システムを構築する。

5 根拠資料

資料1 大学院基礎データ（III学生の受け入れ1～4、6）

資料2 法学研究科入試概況データ

(URL : http://www.meiji.ac.jp/dai_in/law/pr/nyuusigaikyoude-ta.pdf)

VI 学生支援

実績・データ

表① 退学者数及び退学理由

		病気	一身上 都合	他大学 院入学	経済的 理由	その他 (期間 満了)	合計
2007年	M		1				1
	D		1			1	2
2008年	M						
	D		1				1
2009年	M		2				2
	D		1			2	3

※博士前期課程・博士後期課程別に記載する。

自己点検・評価（2009年度の実績）

1. 目的・目標

(1) 目的・目標

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

(2) 学生支援に関する方針

現在、新しい評価項目に合わせ記述内容を検討中

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか

①学生に対する修学支援、生活支援、進路支援に関する方針の明確化

TA・RA、奨学金、助手制度、さらにサポーター制度を利用して経済的な面での研究支援を図ると共に、留学制度・副指導教授制度によって研究促進を図っている。また、ネットワーク構築により就職支援を行う。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか

①留年者及び休・退学者の状況把握と対処の適切性

カリキュラム・FD等検討委員会において状況把握とそれに対する対処方法を決定している。

②補習・補充教育に関する支援体制とその実施

博士前期課程・博士後期課程に在学する全学生に対して、指導教授だけでなく副指導教授を選任し、研究指導や学習上の問題点についての支援を両者の連携の元に行っている。

③障がいのある学生に対する修学支援措置の適切性

視力障害のある学生が博士前期課程に入学したこともあり、授業の準備や研究作業、論文作成に関するサポーター制度を設けて、博士前期課程・博士後期課程に在籍する学生による支援体制を構築・運用している。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

障害学生に対するサポーター制度が在学生の協力もあって、実際に効果を上げている。

副指導教員制度は、修士論文作成指導、進路指導において効果を上げている。

大学院OBとのネットワークづくりが一定の就職支援への効果を上げ、卒業生の就職へのポスト獲得につながっている。

(2) 改善すべき点

委員会全体でのFDだけでなく、研究分野ごとのFDや修士論文・博士論文作成のための指導体制を構築する必要がある。

副指導教員制度の活用については個人毎にばらつきがあり、制度的に対応する必要がある。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

障害学生受け入れのためのスキャナー・変換ソフトその他のハード面の充実を図る。

大学院OBと在学生のネットワークを一層充実させる。

指導教員・副指導教員の連携を強化して指導体制を充実させるためのシステムづくりをカリキュラム等・FD委員会で行う。

就職支援として、院生の研究内容や成果について紹介するための冊子作成の準備を行う。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

大学院OBのネットワーク、教員のネットワークを統合し、全国的な規模での研究者就職支援体制の構築し充実させる。

自己点検や入試制度の見直しに特化した委員会を設置して、自己点検・入試制度改革の詳細な検討を行う。

課程博士論文作成を促進するための制度作りを行う。

5 根拠資料

資料1 2009年度就職キャリア支援計画概要書

資料2 2009年度大学院教育振興費基礎配分（研究者養成支援プログラム）

VII 教育研究等環境

自己点検・評価（2009年度の実績）

[VII-3 研究環境等]

1. 目的・目標

教育・研究活動の支援体制および適切な施設・設備などについて点検・評価し、問題点があれば改善する。

2. 現状（2009年度の実績）

(1) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか

①教育課程の特徴、学生数、教育方法等に応じた施設・設備の整備

教員研究室として個室が提供されているが、書架の設置などにつき制限があり、利用上問題がある。

リバティタワー19階から22階が大学院専用スペースとなっており、設備も充実している。

法学専修コースの院性の教育・研究を支援するための夜間の担当職員が配置されている。

図書館の図書は必ずしも十分とはいえないが、電子媒体の資料の収集、コンピュータ、ネットワークといった情報提供環境の整備・充実が進められている。

山手線コンソーシアムにより、他大学・大学院との図書の学術情報の相互利用制度が整備されている。

②研究活動支援

教員には「法律論叢」、「NEIJI LAW JOURNAL」および「社会科学研究所紀要」への投稿の機会が確保されており、実質的に研究成果発表の機会として機能している。

教員の研究時間を確保させる方策は不十分である。

社会科学研究所には、共同研究・総合研究制度があり、また大学院には、大学院研究科共同研究の制度がある。

③教育研究組織単位間の研究上の連携

2004年度に法学研究科内に特定課題研究所が創設され、2006年度より特定課題プロジェクトへと名称変更され、現在7つのプロジェクトが設置され、学内外の研究者との共同研究が行われている。

3 評 価

(1) 効果が上がっている点

○院生専用フロアが確保され、研究活動の拠点として機能している。また、各教室からインターネットの接続が可能となっており、教育活動の支援体制が整備されている。

(2) 改善すべき点

○教員研究室の書籍収納スペースは限界であり、年度計画に基づき改善する必要がある。

○研究における国際的な連携活動へ向けた計画が不十分である。

- 教員は、学部・研究科・法科大学院を兼務せざるを得ないことから、研究時間の確保が困難となっている。また、学内諸業務も多く、研究時間の確保を困難にしている。
- 全体的に研究助成金の申請率が低い。

4 将来に向けた発展計画

(1) 当年度・次年度に取り組む改善計画

- 研究助成金の真正を積極的に推進する。

(2) 長中期的に取り組む改善計画

- 教員研究室における書籍収納スペースの改善へ向けた方策を検討する。

- 研究における国際的な連携を促進させる。

- 教員の研究時間を確保すべく方策を検討する。

5 根拠資料

資料1 社会科学研究所紀要募集要項

資料2 法律論叢募集要項

資料3 山手線沿線私立大学図書館コンソーシアムホームページ

(URL : <http://www.meijigakuin.ac.jp/~toshopac/info.html>)

X 内部質保証

自己点検・評価（2009年度の実績）

1. 目的・目標

教育理念・人材育成に関する目的・その他教育上の目的を実現するために、教学の諸活動を適宜点検し、評価する。目標は以下のとおりとしたい。

1. 自己点検・評価体制を整備し、自己点検・評価の手続きおよびその方法を確立させ、必要に応じた適切な評価項目を設定した上で、自己点検・評価を実施する。
2. 自己点検・評価の結果は、本学ホームページ等を通じ社会に公開する。
3. 自己点検・評価結果は、大学院教育の改善・向上に反映させる必要があるため、改善・向上に向けた運用方法を整備し、運用する。
4. 自己点検・評価の結果をより効果的なものとするために、その結果について定期的に第三者の評価を受ける。

2. 現状（2009年度の実績）

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか

内部質保証を掌る組織として、カリキュラム・FD等検討委員会を設置している。

- ・内部質保証の方針と手続きの明確化

- ・内部質保証を掌る組織の整備
- ・自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立
- ・構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

③自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立

本学の理念・目的に基づき、教育目標（人材育成）を明確にするため、以下の方針により内部質保証を推進する。

PDCAサイクル（計画、実施、点検・評価、見直し）が円滑に進むよう管理運営体制を適宜構築し、フィードバックを行う。その中で検討事項の確認そして問題を解決するための方策について情報の共有化を図る。具体的な基準となる大学設置基準そして大学基準協会の基準を視野に入れ、その目標となる到達度に対する達成度を評価の対象としたい。

全学的な自己点検・評価体制そして、研究科における自己点検・評価体制を明確にし適宜必要な教育研究活動、事務活動を支援するデータベースを整備・構築し、一元化し積極的に活用することが必要である。

3 評価

（1）効果が上がっている点

- ・研究科レベルでの自己点検・評価活動の充実

研究科レベルでは、自己点検・評価を定期的に行い公表することで、組織の構成員に問題点を明確にしている。

（2）改善すべき点

- ・教育研究活動のデータベース化の拡充及び推進

データベース化の必要性は認識されているが、現在のところ、データベース化は思うように進んでいない。今後はより一層データベース化を行い、データ活用を行うことにしたい。

4 将来に向けた発展計画

（1）当年度・次年度に取り組む改善計画

自己点検・評価を改革・改善に繋げるシステムの確立を、より明確に構築していく。

（2）長中期的に取り組む改善計画

自己点検・評価の節目で、研究科の教育理念・人材育成に関する目的・その他教育研究上の目的を実現に見合った中・長期を視野に入れた計画、実施、点検・評価、見直しを行い、その実現に向けたシステム構築し維持していくことが重要と考えている。

5 根拠資料

資料1 2008年度自己点検・評価報告書

資料2 2010年度 教育・研究に関する年度計画書 「教育・研究に関する長期・中期計画書」

資料3

資料4

資料 5